

関西みらいクイック入金サービス利用規程

(2020年3月改定)

1. (サービスの内容)

(1)クイック入金サービス申込書兼手数料引落依頼書(以下「本申込書」といいます。)に係る契約(以下「本契約」といいます。)につき、当社は、本規程の定めるところに従って、契約者に本サービスを提供します。

(2)本サービスは、契約者が届け出て当社が承諾した入金担当者に対し、入金担当者番号を付した入金専用カード(以下「カード」といいます)を配布し、入金担当者が当社の窓口、現金自動預払機(以下「ATM」といいます)または提携コンビニのATMを使用して入金を行った場合に、あらかじめ指定をうけた口座へ入金担当者番号の情報を付与して入金するサービスをいいます。

2. (利用申込)

(1)本サービスを利用する場合は、本規程および関連の規程の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、「関西みらいクイック入金サービス申込書兼手数料引落依頼書(以下「申込書」といいます)」を提出することにより申込手続きを行うものとします。

(2)契約者は(1)の申込と併せて「入金専用カード発行依頼書(以下「発行依頼書」といいます)」により、入金担当者として予定する者の氏名と担当者番号(10桁以内で任意に決めてください)を届け出るものとします。なお、申込書に記載の利用目的の範囲内で必要な枚数のみの届け出るものとし、必要枚数以上の届け出は行わないものとします。

(3)当社が、(1)の申込を受けた場合には、当社は所定の審査を行い、申込を承諾する場合には(2)により届け出いただいた担当者番号を付与したカード等をお取引店を経由して契約者に送付します。

(4)当社が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届出の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないことを確認して取り扱った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

3. (遵守事項)

(1)本サービスによるカードの利用者は入金担当者に限ります。

(2)カードは入金担当者のみが使用するものとします。入金担当者はカードを第三者に貸与または譲渡することはできません。

(3)本サービスの利用目的は申込書に記載のとおりとし、利用目的外の利用は行いません。

4. (サービスの利用)

(1)本サービスのカードは当社国内本支店ATMおよび提携コンビニATMにおいて、また入金帳は当社国内本支店の窓口およびATMにおいて、当社が定めた時間内にご利用できます。

(2)ATMによる預け入れに際しては、当社が定めた種類の紙幣のほか、当社国内本支店ATMでは硬貨も預け入れできます。また、1回あたりの預け入れは、当社が紙幣及び硬貨毎に予め定めた枚数によって定まる金額を上限とします。

5. (届出事項の変更)

(1)入金担当者の追加は発行依頼書により届け出ることにより変更申込手続きを行うものとし、この場合、第2項第3号の定めを準用します。

(2)入金担当者を削除する場合は、その旨を書面により届け出るものとします。この場合、カードは当社の取引店に返却し、入金帳は、届け出以降、当該入金担当者に使用させることはできません。

(3)その他の届出事項に変更が生じ、または生じることが予見されるときは、速やかにその旨を書面により届け出るものとします。

6. (手数料)

(1)本サービスの利用にあたっては、当社所定の手数料を支払うものとします。

(2)手数料は当社所定の振替日に預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしで、手数料決済口座から自動的に引き落とします。

7. (免責事項)

本サービスにかかるカードについては、契約者が、自らの責任において厳重に管理するものとします。本規程のいずれかに違反し、カード等が不正に利用された場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。

8. (解約)

(1)任意解約

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は、当社所定の書面及び契約者が保有する全てのカードを当社に提出しなければならないほか、当社所定の手続に従うものとします。なお、解約の通知は、当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に契約者に損害が生じた場合においても、当社は責任を負いません。なお、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。

(2)解約の通知

当社が解約の通知を届出の住所(届出の住所がない場合は本申込書記載の住所)にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(3)強制解約

契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約できるものとします。

①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき

②手形交換所又はでんさいネットの取引停止処分を受けたとき

③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき

④当社に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき

⑤1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

⑥解散、その他営業活動を休止したとき

⑦当社への本規程に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき

⑧入金担当者以外の者にカードを貸与または譲渡し、もしくは入金担当者以外の者がカードを使用したとき

⑨遵守事項に記載の利用目的以外で利用したとき

⑩手数料決済口座、入金指定口座を解約したとき

⑪本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき

⑫本規程または本規程に基づく当社所定事項に違反したとき

⑬その他、前各号に準じ、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

9. (契約期間)

本契約の有効期間は取扱開始日から起算して1年間とし、契約者または当社から特に申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

10. (規程の変更等)

(1)当社は、本規程の変更が契約者の一般の利益に適合する限り、または、本規程の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規程を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上で掲示する方法により当該変更を周知します。契約者は、本サービスを利用するときは、予め、当社ホームページ上の最新のクイック入金サービス利用規程を確認するものとします。

(2)当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規程により契約者を取扱います。変更日以降に契約者が本サービスを利用した場合、契約者は、変更後の利用規程について、変更日に遡って異議なく承諾したものとみなします。

(3)契約者は、本項(1)の利用規程の変更に同意されない場合、本契約を解約することができます。この場合の手続きは、第8項の規定を準用するものとします。

11. (合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所もしくは東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。